

武庫川流域委員会 委員長 松本 誠 様

2006年 5月19日

三田の水とみどりを守る会 代表世話人 松下 和美

### 総合治水における水田転作地の利用についての意見書

総合治水について連日のご討議に敬意を表します。

さて標題の件につき意見を述べさせていただきます。

減反面積も治水の保水効果があるという意見です。

転作には作物作付け、景観作物、調整水田（保全管理）、自己保全管理があります（資料参照）。

まず、①調整水田は水田のまま稲作の作付けそのまま、治水に利用可能です。保水効果は有効です。

②自己保全管理は水田状態のものもありますが、水が入れられていないで、耕されているだけのものもあります。しかし、これらも調整水田と同じようにするのは簡単です。したがって保水に利用可能です。

③作物作付けにはいくつかの種類があります。（イ）一般作物（ロ）特例作物（ハ）永年作物があります。（資料参照）

作物作付の中では一般作物は、ピーマン、ナスビ、カボチャ（これが一番多い）、などを、書類（転作確認野帳）に記入します。しかし、「捨て作り」と称して、収穫を目的としない作付けも多くあります。これらは現場を確認すれば、治水に利用出来ます。

耕作者や農会と協議する価値のあるものです。

4割近くの転作面積を収穫目的に、畑作を利用している地域は少ないと言えます。

この大きな面積を治水効果からはずすことはありません。

農会と協議して減反地に相応の補助金を支給すれば、農家もうけいれ、治水効果もあがります。（交付金体系については資料を2枚添付します）

④ため池についても一考を要します。

4割の水田が稲作に利用されていないとすれば、ため池の水が4割余っていると考えられます。ため池に余裕が生れているということです。したがって、総合治水にため池を利用する効果は大きくなります。

⑤第一次生産調整時に放棄された谷間の小さな水田は雑木林となっています。このような山間地の利用も考えることが出来ます。

⑥水田の畦畔（土手）も工夫すれば、さらなる貯水量うけいれができます。

武庫川流域委員会の資料をみせて頂きましたが、もっと効果的に減反地の活用ができると考え意見を述べさせていただきました。 以上

産地づくり対策の生産調整実施助成及び担い手加算の助成金体系（は今年度から変わる助成金額単価）

担い手加算	1万円 高度利用加算	【担い手加算】 ○基本加算：団地化又は土地利用集積型と基本技術の実施 3万5千円または2万円または1万5千円/10a 麦・大豆 そば れんげ・ソバ ○高度利用加算：1年2作等（麦跡のそば等） 1万円/10a					
	3万5千円 麦・大豆	2万円 その他の 一般作物 (そば)	【生産調整実施助成】 ○地域の実態を踏まえた生産調整の実施 9千円～1千円/10a ○地域特産物加算等 2万5千円～5千円/10a				
生産調整 実施助成	9千円 麦・大豆	9千円 その他の 一般作物 (そば)	2万5千円 地域特産物 加算(山の芋 うど太ねぎ)	5千円 都市農村 交流地域 イベント加算	6千円 景観形成作物 (コスモ等)	6千円 野菜 永年性作物	3千円 調整水田
			6千円 地域特産物 野菜	6千円 景観形成作物 (コスモ等)	6千円 野菜 永年性作物	3千円 調整水田	1千円 自己保全管理 (継続する場合 3年間のみ)
	一定規模以上の麦 大豆の団地化や集 積化を行う	一定規模以上の一 般作物の団地化や 集積化を行う	農家が地域特産 物を作付け	地域で景観形成 作物を作付け都 市と農村の交流 イベントを行う	加算対象となら ない野菜や永年 性作物を作付け	調整水田	自己保全管理 (継続する場合 3年間のみ)

○産地づくり対策

助成対象者の要件

- ・水稲作付面積が市及びJAの示す水稲作付目標面積の範囲内であること。
- ・集荷円滑化対策への加入（水稲作付面積10aあたり1,500円の拠出が必要）

生産調整実施助成の基本助成（生産調整を実施した農業者が対象）

・麦・大豆	9千円/10a	・その他の土地利用型作物	9千円/10a
・野菜（加算あり）	6千円/10a	・永年性作物	6千円/10a
・景観形成作物（加算あり）	6千円/10a	・調整水田	3千円/10a
・自己保全管理	1千円/10a		

生産調整実施助成の基本助成加算（生産調整を実施し、下記に該当する場合、上記の基本助成に加算）

①学校給食契約栽培加算	2万5千円/10a	②地域特産物加算	2万5千円/10a
③ひょうご安心ブランド加算	2万5千円/10a	④都市交流イベント景観形成作物加算	5千円/10a

- ①学校給食契約栽培加算－野菜を学校給食用として契約栽培し、出荷した場合、その対象面積について、野菜の助成額に加算する。
- ②地域特産物加算－販売を目的とした山の芋、うど、太ねぎの作付面積について、野菜の助成額に加算する。
- ③ひょうご安心ブランド等加算－有機JASまたはひょうご安心ブランドとして認定された枝豆等の作付面積について、枝豆等の助成額に加算する。
- ④都市交流イベント景観形成作物加算－都市と農村の交流を目的とした地域イベントに直結する景観形

その他の土地利用型作物 1万5千円/10a

- ・1作物で1ha以上の連担した団地である
- ・連担団地4ha以上または1ha以上の団地の合計が地区の転作面積の2/3以上である
- ・営農基本技術は6技術以上を実施する（麦・大豆のみ）
- ・うち、5技術は必須技術要件を履行し、任意技術要件の中から1つ以上を履行する（麦・大豆のみ）

② 土地利用集積型（4区分の作業の中からそれぞれ1作業かつ6以上の技術要件を実施しなければならない）

麦・大豆	3万5千円/10a
そば	2万円/10a
その他の土地利用型作物	1万5千円/10a

下記のa～dの4区分の作業の中から、それぞれ1作業を行うとその区分が実施されたものとする。

a 耕起・整地	b 播種・育苗・移植	c 収穫	d 乾燥・調製・出荷
---------	------------	------	------------

生産集団（三田市水田農業ビジョンに担い手として記載されている生産集団）

- ・1作物で1ha以上である
  - ・2つ以上の主要作業面積が5ha以上、または、全ての主要作業が3ha以上である
  - ・営農基本技術は6技術以上を実施する（麦・大豆のみ）
  - ・うち、5技術は必須技術要件を履行し、任意技術要件の中から1つ以上を履行する（麦・大豆のみ）
- 農業者（三田市水田農業ビジョンに担い手として記載されている農業者）
- ・1作物で1ha以上である
  - ・2つ以上の主要作業面積が2ha以上、または、全ての主要作業が1ha以上である
  - ・営農基本技術は6技術以上を実施する（麦・大豆のみ）
  - ・うち、5技術は必須技術要件を履行し、任意技術要件の中から1つ以上を履行する（麦・大豆のみ）

水田高度利用等加算

麦・大豆	1万円/10a
------	---------

- ・麦・大豆を含めた1年2作の転作に取り組む場合に加算

※上記の産地づくり対策の担い手加算（基本加算及び水田高度利用等加算）の助成金額は交付金総額の範囲内で活用されるため、実際に交付される助成金額はこれよりも低くなる場合もあります。

上記と別に国又は県協議会が定める一定の要件を満たす農業者等を対象とした助成は以下のとおりです。

○麦・大豆品質向上対策（国）

上記の麦・大豆	1万3千円/10a
---------	-----------

国が定める担い手（認定農業者または生産集団が対象）生産集団の場合、原則として7ha以上の作付が要件）が作付した一定の品質以上の麦・大豆に対して助成

助成額＝助成対象面積×品質等クリア率（※）×単価（1万3千円/10a）
-------------------------------------

※品質等クリア率＝品質等要件クリア数量（麦の場合＝1等かつたんぱく質の基準値が一定以上）・（大豆の場合＝1等または2等）/全出荷数量

○特別調整促進加算（県）

地域特例作物	1万円/10a
--------	---------

( ) 内の金額は前年度助成金額単価

大区分	小区分	内 容	基本助成及び基本助成加算				担い手加算(団地型・土地利用集積型)		交付期間	備考	
			加算①	加算②	加算③	加算④	麦・大豆等	水田高度利用加算			
作物作付	一般作物	麦・大豆	(7,000円) 9,000円					(28,000円) 35,000円	(8,000円) 10,000円	(注)水稲作付確認 7/1~7/31 (注)金額は10aあたりの単価 (注)助成金の交付対象者は生産調整実施者のみ (注)永年性作物の助成期間は植栽年から対策終了年(平成18年)です(経過措置があります) (注)麦・大豆等担い手加算は団地型、土地利用集積型です	
		その他の土地利用型作物	(7,000円) 9,000円					(13,000円) そば 20,000円 れんげ 15,000円 ワカメ 15,000円			
	特例作物	野菜等	(4,000円) 6,000円	(5,000円) 25,000円	(5,000円) 25,000円	(5,000円) 25,000円			3年		
	永年性作物	果樹	くり、かき等で、11/30までに作付けされていること								3年
		果樹以外の木本性作物	しきみ等切り枝用の母樹で、11/30までに作付けされていること								3年
		施設園芸用施設の設置に係る土地	ガラス室及び種苗的なプラスチックハウスで、対象作物の作付け又は植え付けに係るものに限る	(4,000円) 6,000円							1年
		農業生産に必要な施設の敷地	畜舎・サイロ・堆肥舎・農業用温室・きこ栽培施設等 11/30までに作られているもの								1年
多面的機能水田		景観形成作物(コスモス・ヒマワリ・菜の花・そば)学童農園等	(4,000円) 6,000円				5,000円				
調整水田		水を張る等、常に水稲の生産力が維持される状態に管理	3,000円								
自己保全管理		必要な作業を行い常に耕作可能な状態に管理	1,000円						継続給 3年以内		

※ 上記の平成18年度水田農業構造改革交付金(産地づくり対策)の助成金額は交付金総額の範囲内で活用されるため、実際に交付される助成金額はこれより低くなる場合もあります。

○ 集荷円滑化対策に加入しなければ助成金の交付を受けることはできません。  
(飯米等により米の出荷をしない場合や水稲を全く作付していない場合であっても出荷はゼロとして、集荷円滑化対策に加入すると記入した出荷契約書の提出は必要です。)  
水稲を全く作付けしていない場合、集荷円滑化対策の拠出金0円で産地づくり対策助成の対象となります。(ただし、集荷円滑化対策への加入は必要です。)